

気象ビジネス推進コンソーシアムホームページの掲示板運用規程

平成30年3月29日

運営委員会承認

(趣旨)

第1条 本規程は、気象ビジネス推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)のホームページにおいて、会員専用ページ内のコミュニケーションツールとして設置する掲示板の運用について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 掲示板の設置・運用は、気象ビジネス推進コンソーシアム規約第2条に規定する目的に資するよう、会員同士のコミュニケーションを行うことによりコンソーシアムの活動を活性化させることを目的とする。

(利用者)

第3条 掲示板を利用できるのは、コンソーシアム会員及び事務局(以下「利用者」という。)とする。

(掲載できる情報)

第4条 掲示板に掲載できる内容は、次のとおりとする。

- 一 気象データの利活用に関する疑問及びそれに対する助言
- 二 気象ビジネスの推進に関する情報共有又はパートナー募集
- 三 気象データの利活用又は気象ビジネスに関する催しの開催の案内(主催者、開催日時及び場所等その催しに関する主たる情報が確定しているものに限る)
- 四 前各号のほか、気象ビジネス推進に資する内容

(掲載の制限)

第5条 利用者は、掲示板に掲載しようとする情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載してはならない。次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合も同様とする。

- 一 公序良俗、法令に違反するもの
- 二 犯罪的行為に結びつくもの
- 三 第三者の著作権を侵害するもの
- 四 第三者の財産・プライバシーを侵害するもの
- 五 第三者に不利益を与えるもの

- 六 第三者を誹謗中傷するもの
- 七 政治活動、宗教活動に係わるもの
- 八 企業・団体の構成員を募集するもの
- 九 大量の宣伝広告を含むもの
- 十 その他、掲載が適当でないと運営委員会が認めるもの

(運用)

第6条 利用者は、各自の責任に基づき、トピックを自由に作成でき、また、自ら作成したトピックを削除することができるものとする。

- 2 利用者は、コメントを自由に掲載でき、また、自らのコメントを削除することができるものとする。
- 3 トピック又はコメントの内容が前2条の規定に違反していると事務局が判断した場合、事務局はトピック作成者又はコメント掲載者に事前に通知することなく当該トピック又はコメントを削除することができるものとする。
- 4 事務局は、前項の規定によりトピック又はコメントを削除する場合、その理由を開示する義務を負わないものとする。

(責任範囲)

第7条 コンソーシアムは、利用者の掲示板の利用により、他の会員又は第三者に与える損害等について、一切責任を負わない。

- 2 コンソーシアムは、天災その他の不可抗力又はサービス保守上の理由により掲示板の管理が困難になった場合は、サービスの提供を中止できるものとする。
- 3 掲示板に掲載される内容について、コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会が別に定めることができる。

(規程の変更)

第9条 本規程は、運営委員会の決議をもって変更することができる。

附則 この規程は、平成30年3月29日から施行する。